

平成30年度

総 会 議 案 書

平成30年5月25日(金)

大阪市立港区民センター

※ 議案書は総会当日ご持参ください

大阪市立小中学校事務研究会

平成30年度 総会次第

1 開会あいさつ

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 平成29年度 事業報告
- (2) 平成29年度 会計決算報告
- (3) 平成29年度 監査報告
- (4) 平成30年度 役員等選出について
- (5) 平成30年度 事業計画（案）
- (6) 平成30年度 会計予算（案）

4 閉会あいさつ

平成 29 年度 事業報告

平成 29 年 4 月に政令市へ給与負担等の税源移譲が行われたことによる制度改正や、大阪市立学校管理規則及び学校間連携実施要綱が改正されたことにより、大阪市の学校事務職員を取り巻く情勢は大きく変化しました。そのようななかで、大阪市立小中学校学校事務研究会（市事研）は、さまざまな状況の変化にも対応できる学校組織体制を創造し、コンプライアンスの確保とより信頼ある確かな学校事務の実現に向けて、4 年間継続し定めてきた研究課題「つながろう！つながりから見える学校事務の向上」、そして活動の 3 本柱である「学力が向上する学校事務モデルの研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」について研究会活動を進めてきました。

5 月には「学校教育 ICT 活用事業について」と題して、研修会を開催しました。大阪市教育委員会事務局 大阪市教育センター 教育振興担当 指導研究グループ 指導主事 古閑 龍太郎 様から、文部科学省が推進している「教育の情報化」の重要性、本市が実施している「学校教育 ICT 活用事業」の概要等についてお話いただきました。本市で進められている事業について理解を深めることで、教職員の一人として学校教育の充実を推進するためにどのようにかかわっていくことが必要であるかを再認識することができました。

8 月には第 49 回全国公立小中学校学校事務研究大会（京都大会）において「提案型の学校事務職員をめざして～子どもたちの学びを豊かにするチームの一員として～」と題し分科会を担当しました。学校経営へ積極的に参画することの重要性や研究部を中心に行ってきた提案実践、その実践内容から検証し考察した「めざす姿」や「これからの提案の可能性」等、これまで数年に渡り進めてきた研究について発表を行いました。参加者からは、大阪市に対する関心の高さをうかがわせる多くの討議や質問が行われました。その後「明日からの提案に向けて」と題しグループワークを行いました。どのグループでも積極的な意見交換が行われ、全国大会であるからこそ知り得る貴重な情報を共有し合うことができました。そして、分科会の助言者である茨城大学大学院 教育学研究科 准教授 加藤 崇英 様からご講評をいただき、分科会で討議してきた内容をさらに深みのあるものとすることができました。最後は、助言者である加藤様、大阪市立小路小学校 校長 枝元 哲 様、大阪市立西天満小学校 事務主幹 宮本 愛治郎 様をパネリストとしてお迎えし「学校事務職員として期待するもの」と題してパネルディスカッションを行いました。学校事務職員としてどのように学校経営へ参画していくことを期待されているのかを中心に、さまざまな角度からお話をいただきました。なお、参加者から回収

したアンケートでは学校事務職員への期待に対する意見が多く、今後も注目していく内容が書かれており、たくさんの高い評価をいただくこともでき、非常に実りある分科会とすることができました。

12月には「休日の振替・宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振りについて」と「出産・育児等に関する給与関係事務について」の実務研修会を開催しました。4月に行われた制度改正による事務手続きの変更点等について、各種システムの操作方法や事例を中心に研修を行いました。

1月には初めての試みとして、これまで外部から講師を招いて行っていたパソコン研修会について、研修部員を講師として開催しました。実務で使用している様式やデータを使用した内容とすることで、より効率的に業務が行えるようなパソコン知識の向上を図るための研修を行うことができました。

市事研のホームページについても、これまでの研修会で使用した資料や市事研が作成した様式等を会員がダウンロードし利用することができるよう、新たに資料掲載ページを設けるなど、よりいっそうの充実を図りました。

1 総会

本会の最高決議機関である総会は、会員の意思を反映させる場です。
平成29年度は、次により開催しました。

開催日	平成29年5月26日（金）
会場	大阪市立港区民センター
議事	(1) 平成28年度 事業報告 (2) 平成28年度 会計決算報告 (3) 平成28年度 監査報告 (4) 会則の改正について（案） (5) 平成29年度 役員等選出について (6) 平成29年度 事業計画（案） (7) 平成29年度 会計予算（案）

2 幹事会

総会で委任された事項について協議・決議し、研究研修活動の円滑な実施を図るよう努めました。

年 月 日	会 場	内 容
29. 6. 26	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 今年度の活動について・ 第49回全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）について・ 業務連絡 学校維持運営費予算等について 府費給与資金前渡口座等の取扱いについて 見積業者リストの更新について 業務マニュアルの更新について 教職員給食費現金収納用納付書作成の注意点について
30. 2. 19	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 補正予算について・ 役員等選出委員会の設置について・ 研究会活動について・ 第49回全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）について（総括）・ 業務連絡 学校維持運営費予算等について 就学援助費について 音声応答装置購入等に関する事務手続きについて 教職員給食費にかかる給与控除の同意書について

3 役員会

役員会は、総会で承認された事項や協議された事項について適宜会議を開催し、円滑な研究会活動を図るよう努めました。

4 事務局

〔活動内容〕

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報等の発信
- (5) 関係機関・団体との連携

事務局は、各専門部との連携や、全事研・近事研・府事研との連携をはじめとし、関係機関との調整にあたり、市事研の効率的な会務運営に努めました。

また、市事研究会報「市事研 おおさか 翔」第198～204号を発行しました。内容は、総会、幹事会、専門部主管の研修会等の案内や報告、本会の活動内容、関係機関・団体の研究大会等の報告を掲載し、会員に周知しました。平成5年から発行を続けてきた会報は第200号という節目を迎え、記念号を発行しました。また、所属長や関係機関にも配付し、市事研の活動について、広く周知を図ることができました。

市事研のホームページにも会報や研修会等の案内を随時掲載しました。10月には新たに資料掲載ページを設け、閲覧用ユーザー名とパスワードを発行し、実務研修会資料や文書分類用ラベルなど、会員が業務で活用できる資料をデータファイルで掲載しました。

発行物	内容等
会報 (198号)	・研修会及び総会 開催案内
会報 (199号)	・市事研総会の報告 ・研修会「学校教育ICT活用事業について」報告 ・研究部「提案型の学校事務職員のめざす姿」研究報告 ・幹事会報告 ・第49回全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）案内
会報 (200号)	・大阪市の学校教育の発展に向けて ・会報100号～200号の歴史 ・市事研紹介

会報 (201号)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）報告 ・大阪府公立学校事務研究会第71回研修講座報告 ・第35回政令指定都市学校事務職員研究協議会報告
ユーザー名及び パスワード	平成29年度の会費納入者へ発送
会報 (202号)	<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修会開催案内 ・全国公立小中学校事務職員研究会兵庫支部研究大会報告 ・大阪府公立学校事務研究会第72回研修講座報告
会報 (203号)	<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修会「休日の振替・宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割り振りについて」「出産・育児等に関する給与事務について」報告 ・大阪市立学校事務連絡協議会研修会報告 ・奈良県公立小中学校事務研究大会報告 ・滋賀県公立小中学校事務研究大会報告
会報 (204号)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会報告 ・全国公立小中学校事務研究会評議員会・役員研修会報告 ・平成29年度全国公立小中学校事務職員研究会セミナー報告 ・平成29年度神戸市立小学校事務研究大会報告 ・近畿公立小中学校事務職員研究会学校事務セミナー報告
転任個人報告書	全校へ発送（ホームページにはデータファイルを掲載）

5 専門部

◆ 研究部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) 学校事務職員の果たす役割の研究

学校教育に対して今後学校事務職員が果たすべき役割や可能性について研究します。学校事務職員の専門性や強みを活かした具体的な事務実践に取り組み、学校経営への参画方法などについて考察します。

(2) 事務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れた、効率的・効果的な事務の運営について研究します。

(3) 学校事務の調査及び統計

① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。

② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

〔活動内容〕

近年、子どもたちを取り巻く状況や教育改革の方向性、カリキュラムマネジメントの確立やチーム学校における事務機能強化の必要性、学校裁量の拡大や学校配当予算の多様化など、さまざまな変化に対応していくことが求められています。学校事務職員にとっても、学校教育の発展に向けて新たな提案を行うなど、これまで以上に積極的な学校経営への参画が必要であることから、研究部では一昨年度より「提案型の学校事務職員」をテーマに研究を進めてきました。

5月に行った研修会にて「提案型の学校事務職員のめざす姿」と題し、課題解決へ向けた提案内容から発展させた「課題解決+α」の提案内容について、研究の経過報告を行いました。そして「提案型の学校事務職員」の研究の集大成として、8月2日～4日に行われた全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）において、2日目に行われた分科会にて「提案型の学校事務職員をめざして～子どもたちの学びを豊かにするチームの一員として～」と題し、研究発表を行いました。学校事務職員の提案の実践として「節電意識の向上に向けて」「学校図書館の環境整備」「鍵の管理方法の改善」など、参加者のグループ内討議も交えた実践報告を行いました。そして学校事務職員の「あるべき姿」と「めざす姿」についての考察を交え、これからは課題解決だけでなく「課題解決+α」の提案が求められていること、「子どもたちの学びを豊かにする」という学校事務職員の使命を達成するための具体的な例として「提案する」という行動があることなど、これまで研究してきた内容から考察した「学校事務職員のめざす姿」について研究の成果を発表しました。全事研大会後は「学校事務ハンドブック・財務運営編」の改訂に向けて、今後の大阪市の学校事務職員のあり方について研究を進めました。

◆ 研修部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) 市の施策を踏まえた研修

条例や制度が新たに制定・改正されるなか、日々の業務を遂行するため、より広い視野から財務運営や学校経営に参画することができるよう、会員の職能向上につながる研修会を企画します。

(2) 効率的・効果的な事務処理を進める研修

より効率的・効果的な事務処理を進めるため、研修資料の作成等、実務に活かせる研修会を企画します。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

日々の実務における制度改正等が生じた際、会報やホームページを活用し、会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

(5) 大阪市立学校事務連絡協議会（市連協）の取組に協力します。

〔活動内容〕

研修部では四つの研修会を行いました。

5月の研修会では、本市が進めるICT機器を活用した教育活動「学校教育ICT活用事業」について、さらなる理解とICT機器の活用方法を学び、各学校において適切に管理できるよう理解を深め、学校事務職員としてのかかわり方を知ることによって日々の実践に活かすことを目的とし、研修会を開催しました。

12月に、府費負担教職員の給与負担等の移譲と人事・給与システムの稼働により、給与・勤務条件制度や給与関係事務における申請や処理等に大きな変更が生じたことを受け「休日の振替・宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振り」と「出産・育児等に関する給与関係事務」の内容について実務研修会を開催しました。

また、同月に大阪市立高等学校事務研究会と大阪市立学校事務連絡協議会を協催しました。今年度より水道使用料が学校配当予算とされたことを受け、水道設備の知識はもとより、漏水を防止・早期発見するための点検方法や漏水時の対応について知識を深めました。

1月には「Word」「Excel」について、パソコン研修会を行いました。初めての試みとして、研修部員が講師を務めることで、単なる操作研修ではなく、実際に業務を行う際に使用する様式等を用いて、実務実践例に基づいて研修を行いました。また、会報に「研修部PC講座」を連載し、基礎的な知識や便利な機能等について発信しました。

〔研修内容〕

(1) 研修会「学校教育ICT活用事業について」

日程 平成29年5月26日（金）

対象 大阪市立小中学校事務研究会会員

講師 大阪市教育委員会事務局

大阪市教育センター 教育振興担当

指導研究グループ 指導主事 古閑 龍太郎 様

会場 大阪市立港区民センター

(2) 実務研修会 ① 「休日の振替・宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振りについて」

② 「出産・育児等に関する給与関係事務について」

日程 平成29年12月11日（月）

対象 大阪市立小中学校事務研究会会員

発表 研修部

会場 大阪市教育センター

(3) 大阪市立学校事務連絡協議会「漏水を見つけて物を買おう」

日程 平成29年12月12日（火）

対象 大阪市立小中学校事務研究会役員・事務局専門部員・監査委員、大阪市立高等学校事務研究会の各会員

講師 大阪市教育委員会事務局 総務部
施設整備課 設備管理担当課長 栗田 政志 様
会場 大阪市立汎愛高等学校

- (4) パソコン研修会「Word・Excelに関する操作研修」
日程 平成30年1月25日(木)
対象 大阪市立小中学校事務研究会会員
内容 Word・Excelに関する操作研修
会場 大阪市教育センター

6 第49回全国公立小中学校事務研究大会(京都大会)

第49回全国公立小中学校事務研究大会(京都大会)において、市事研が第3分科会を担当しました。

大会テーマ 「地域協働による学校づくりと地域づくり」
～「京から明日」古都から奏でる未来～
日 程 平成29年8月2日(水)～8月4日(金)
※分科会は8月3日(木)
分科会テーマ 「提案型の学校事務職員をめざして」
～子どもたちの学びを豊かにするチームの一員として～
分科会会場 ロームシアター京都 ノースホール

7 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会(略称 全事研)
定期総会の議事内容は、次のとおりです。
① 平成28年度 事業報告について
② 平成28年度 決算報告及び監査報告について
③ 平成29年度 会長、副会長及び監査の選出について
④ 常任理事の承認について
⑤ 平成29年度 事業計画(案)について
⑥ 平成29年度 予算(案)について
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会(略称 近事研)
近事研代議員会の議事内容は、次のとおりです。
① 平成28年度 事業報告について
② 平成28年度 会計決算報告及び監査報告について
③ 平成29年度 事業計画(案)について
④ 平成29年度 会計予算(案)について
- (3) 大阪府公立学校事務研究会(略称 府事研)
定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 平成28年度 事業報告について
- ② 平成28年度 会計決算報告並びに監査報告について
- ③ 平成29年度 役員等の選出について
- ④ 平成29年度 事業計画（案）について
- ⑤ 平成29年度 会計予算（案）について

(3) 大阪市立学校事務連絡協議会（略称 市連協）
事業報告〔研修部 活動内容〕参照

(4) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
横浜市が主管し、開催されました。

政令指定都市給与移管について、各市の取組等についての情報交換、討議を行いました。それぞれの単位研究会の研究や研修活動の報告や情報交換を行い、その成果を共有しました。

- ① 政令指定都市給与移管後の事務研究会としての取組
- ② 政令指定都市給与移管後の事務研究会組織のあり方
- ③ 今後の定例会のあり方について

平成29年度 大阪市立小中学校事務研究会 決算書

平成29年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の決算は、次のとおりです。

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予 算 現 額	決 算 額	説 明
会 費	553,000	-115,000	438,000	438,000	1,000円×438名
補 助 金	200,000	0	200,000	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
前 年 度 繰 越 金	55,301	0	55,301	55,301	
雑 収 入	100	308,880	308,980	308,980	銀行預金利息、広告収入、原稿料
合 計	808,401	193,880	1,002,281	1,002,281	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予 算 現 額	決 算 額	説 明	
報 償 費	報 償 金	123,500	-123,500	0	0	
需 用 費	消 耗 品 費	229,000	-122,026	106,974	106,974	運営・活動用消耗品等 事務局 106,974 円 研究部 0 円 研修部 0 円 全事研大会 0 円
	印 刷 製 本 費	0	250,000	250,000	250,000	全事研大会記録集印刷
運 営 費	渉 外 費	6,000	-6,000	0	0	
役 務 費	通 信 運 搬 費	21,000	-5,868	15,132	15,132	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等
	筆 耕 翻 訳 料	60,000	-28,990	31,010	31,010	研修会手話通訳料
使 用 料	会 場 使 用 料	91,000	-34,400	56,600	56,600	会場使用料
	貸 借 料	32,400	0	32,400	32,400	ホームページサーバー料
負 担 金	会 費	105,000	0	105,000	105,000	全・府事研究会費、政令指定都市分担金等
旅 費	普 通 旅 費	140,000	-21,520	118,480	118,480	全事研評議員会交通費等
予 備 費		501	-501	0	0	
次 年 度 繰 越 金		0	286,685	286,685	286,685	
合 計		808,401	193,880	1,002,281	1,002,281	

監 査 報 告

1 事業監査報告

総会で承認された事業計画に基づいて、事務局及び各専門部が活動を成し得ているかどうか、会則第25条の規定により、幹事会等に出席し監査を行いました。

平成29年度の事業計画のとおり、事務局及び各専門部が、会則第2条の規定に基づいて、目的達成に向け活動していたことを認めます。

2 会計監査報告

平成29年度会計について、会則第25条の規定により、帳簿等の監査を平成30年5月2日に行いました。

平成29年度会計決算報告書のとおり、会則第39条による会計規程に基づいて関係書類が整備され、適正に執行されたことを認めます。

平成30年5月2日

監査委員 中橋 康治 ⑩
" 石川 弘一 ⑩

(印影省略)

平成30年度 事業計画（案）

平成30年度文部科学省予算5兆3,093億円のうち文教関係予算は4兆405億円計上されました。これは国が引き続き成長・発展を持続するためには、一人ひとりの能力や可能性を最大限引き出し、多様な個性を伸ばす「人づくり」が不可欠であり、誰もが生きがいを持ってその能力を存分に発揮できる「一億総活躍社会」の実現に向けて、教育再生のための取組を強力に推し進めることが必要であることを表しています。そのために、社会を生き抜く力の養成・未来への飛躍を実現する人材の養成・学びのセーフティネットの構築をはじめとする「教育再生」を実現するための施策に重点がおかれています。また、新学習指導要領の円滑な実現と学校における働き方改革のための指導・運営体制を構築するために、学校の組織的な教育力の充実に向けた次世代の学校指導体制の効果的な強化と充実、学校財務・財務業務の軽減による学校運営体制の強化として、学校事務職員や養護教諭、栄養教諭等の配置拡充が図られています。

また、文部科学省より12月に取りまとめられた「学校における働き方改革に関する緊急対策」として、学校や教師、学校事務職員等の標準職務を明確化することや、業務のあり方に関する考え方や役割分担の適正化を進める方策を打ち出すなど、学校事務職員の業務へのかかわり方が注視されています。

大阪市では、教育施策に関する基本計画である「大阪市教育振興基本計画」が平成29年3月に改定され、これまで構築された教育制度の基盤を堅持しながら学校現場への改革の浸透が図られています。学校運営においても、学校長がリーダーシップを発揮し、特色ある教育実践を創造し、活性化を図るためには、学校長を中心とした学校の組織マネジメント体制の確立がさらに重要となります。

学校事務職員においては、平成19年度より大阪市立学校管理規則で、事務主幹、事務主任及び事務副主任それぞれの職務内容として「事務をつかさどる」と定め、学校事務職員の学校経営への参画について条件整備が進められてきました。私たち学校事務職員は、学校現場で働く唯一の行政職員として、総務や財務面といった専門性を伸ばしつつも事務業務全般をつかさどり、責任と権限をもってその役割を果たすことがより一層求められています。また、平成29年度に学校間連携における「学校間連携実施要綱」が学校事務職員の資質・能力の向上や学校事務機能の拡充とより一層の適正かつ円滑な執行を図り、学校教育の充実と学校のマネジメント機能の強化を図ることを目的に改正されるなど、新しい時代に対応する学校事務を構築していくことが求められています。

市事研では、こうした新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割を探究し、より信頼ある確かな学校事務の実現と学校教育の充実に向け、日々の実践を積みあげ、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築へとつなげていく必要があると考えます。また、学校事務職員がそれぞれの職場での確かな判断力をもって企画調整にあたり、計画的そして迅速かつ正確に学校財務運営を行い、行政職員の立場から説明責任を果たし、信頼を獲得することで、学校のさまざまな意思決定にかかわることが必要であると考えています。その目的を果たすため、時代に即した財務運営のあり方を的確に捉え、実践していくための研究を進めます。

そこで、今年度の研究課題については、新たに「次代へつなげる学校事務を築く」

とし、活動の重点を「責任と自覚ある学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」とします。

1 責任と自覚ある学校事務の確立に向けた研究

これまで、学校事務職員のもつ専門性や強みを活かした学校経営への参画方法について考察するなど、各学校の事務機能強化に向けた学校事務モデルについて研究してきました。およそ半数が20代と世代交代が進み、単数配置校が増加するなか、学校経営に参画していくためには、経験年数の少ない学校事務職員の職能形成や資質向上がより一層図られる必要があります。各学校の特性を活かし、財務担当職員の経験年数の違い等にかかわらず、的確な意思形成のもと、適正かつ効果的な財務運営がすべての学校で標準的に行われるよう、学校財務運営に関する理解を深める研究を進めます。そのために、市事研が平成14年3月に発行し、その後も一部改訂を行った「学校事務ハンドブック・財務運営編」をより効率的・効果的な学校事務につながるよう今の時代に即した形へ改訂することに取り組みます。

2 信頼に応える確かな学校事務の実践

(1) 市の施策を踏まえた実践

大阪市教育委員会は、平成30年度の運営方針について「大阪市教育振興基本計画」における二つの最重要目標である「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」を達成するため、施策を総合的に推進し、学校現場への「改革のさらなる浸透」を図るとしています。私たち学校事務職員は、日々の業務を確実に遂行するため、国・市の施策や法改正の動向なども踏まえ、より広い視野から財務運営を行い学校経営に参画する必要があります。そのために必要な情報収集を行い、会員の職能向上につながる研修や資料などの作成を行います。

(2) 効率的・効果的な事務の実践

パソコンを有効的に活用し、より効率的・効果的な事務処理を行うため、パソコン研修や資料作成に取り組みます。

(3) 事務実践につながる今日的課題研究

学校力の向上、信頼に応える確かな学校事務をめざすためには、学校全体の教育力を高めていくことが大切です。子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、学校事務職員の専門性に沿う日々の実務実践に活かせる課題について、より深く理解する研修が必要です。専門的な知識や経験を積まれた方を講師に招いた研修会の実施や情報提供を積極的に進めます。

3 組織力の向上

(1) 会報等の積極的活用

会報の発信を通して、会員へ仕事に役立つ資料や情報等の提供をより積極的に推進します。また、より多くの情報をより迅速に会員へ発信できるよう、ホームページを積極的に活用し内容充実に努めます。

(2) 区会

区会は平成18年度の会則改正をもって、地域性や区内学校事務職員の構成人数、経験年数を踏まえ、よりきめ細かいOJT・実践交流の場として、学校間の連携を深め、学校の課題解決に向けた活動を展開してきました。一方で平成27年度に大阪市学校間連携実施要綱が制定され、学校間連携の推進が図られています。そのようななか、区会については当面休止しますが幹事会や全事研等の資料配付及び情報共有等は引き続き行い、今後の更なる本会の目的達成に必要な研究・研修活動のあり方を含め幹事会等で会員の意見集約を行います。

(3) 事務局・専門部活動の充実

大阪市の学校事務と学校事務職員を取り巻く状況を踏まえ、今後の組織と研究会活動のあり方について検討を進める必要があります。

また会員の意思を反映した事務局・専門部活動に引き続き努めるとともに、活動を通して、今まで以上に研究・研修を行えるように取組を進めます。

平成30年度 活動内容

1 幹事会

幹事会は、会則11条に基づく事項について決議し、円滑な研究会活動を図るべく開催します。

2 役員会

役員会は、会則13条に基づき会務を執行します。

3 事務局

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

4 専門部

研究部

[活動テーマ及び方針]

- (1) 次代へつなげる学校事務のあり方についての研究
社会の急激な変化のなか、世代交代が進む大阪市の今後の学校事務のあり方について研究します。事務をつかさどる立場として、財務事務を中心に具体的な事務実践に取り組み、経験年数を問わない学校経営への参画方法や財務運営について考察します。
- (2) 事務改善に関する研究
学校事務の領域全般を視野に入れた、効率的・効果的な事務の運営について研究します。
- (3) 学校事務の調査および統計
 - ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査および意識調査を実施します。
 - ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

研修部

[活動テーマ及び方針]

(1) 市の施策を踏まえた研修

条例や制度が新たに制定・改正されるなか、日々の業務を遂行するため、より広い視野から財務運営や学校経営に参画することができるよう、会員の職能向上につながる研修会を企画します。

(2) 効率的・効果的な事務処理を進める研修

より効率的・効果的な事務処理を進めるため、実務に活かせるパソコン研修会を企画します。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

(5) 大阪市内立学校事務連絡協議会（市連協）の主管団体として取り組みます。

5 第25回大阪市内立小中学校事務研究大会

市事研研究大会は、会員の研究及び研修の場として定着しています。

第25回研究大会の成功に向けて取り組み、大阪市内立小中学校事務研究大会実施規程に基づき、9月7日（金）に実施する予定です。

6 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
- (4) 大阪市内立学校事務連絡協議会（略称 市連協）
- (5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
- (6) その他

平成30年度 大阪市立小中学校事務研究会 会計予算書(案)

平成30年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の予算は、次のとおりです。

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明
会 費	599,000	1,000円×599名
補 助 金	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	10,000	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	286,685	
雑 収 入	100	銀行預金利息等
合 計	1,095,785	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明		
報 償 費	報 償 金	100,000	研修会講師等謝礼	
需 用 費	消 耗 品 費	231,000	運営・活動用消耗品等	
			事務局	173,000 円
			研究部	20,000 円
			研修部	28,000 円
			研究大会	10,000 円
	印 刷 製 本 費	250,000	研究集録等印刷	
運 営 費	渉 外 費	6,000	政令指定都市研会議費、渉外費	
役 務 費	通 信 運 搬 費	20,000	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等	
	筆 耕 翻 訳 料	64,000	研修会手話通訳料	
使 用 料	会 場 使 用 料	45,000	会場使用料	
	貸 借 料	32,400	ホームページサーバー料	
負 担 金	会 費	105,000	全・府事研会費、政令指定都市分担金等	
旅 費	普 通 旅 費	242,000	全事研総会・評議員会交通費等	
予 備 費		385		
次 年 度 繰 越 金		0		
合 計		1,095,785		

平成 30 年度 事業・活動計画表

月	事業・活動内容（概要）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度事業計画の立案 ・ 平成30年度会計予算の立案 ・ 事務局・専門部会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度総会、研修会 5月25日（金）大阪市立港区民センター
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会 ・ 事務局・専門部会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局・専門部会
8	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第25回大阪市立小中学校事務研究大会 9月7日（金）大阪市教育センター
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会 ・ 事務局・専門部会
11	
12	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会 ・ パソコン研修会
2	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局・専門部会 ・ 平成30年度活動の総括

大阪市立小中学校事務研究会会則

制 定 平成5年3月2日
最近改正 平成29年5月26日

前文

本会は、大阪市立小学校事務研究会並びに大阪市立中学校事務研究会の発展的解消により、それぞれの機関決定を経て、ここに組織合同をする。

前身である両研究会の活動の所産である財物は、有形無形を問わず、これを本会が継承する。

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立小中学校事務研究会という。

2 本会は、事務所を会長の勤務する所に置く。

第2条 本会は、学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職能の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究大会の実施
- 2 広報、啓発活動
- 3 調査、研究活動
- 4 研修会の実施
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び学校経営管理センター等に勤務する事務職員で構成する。

第4条 本会は、行政区を組織の単位とする。

2 行政区には、幹事を置く。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会則に基づき、会の運営と活動に参加する権利を有する。

2 会員は、本会が会費（分担金）を納める研究団体の会員としての権利を有する。

第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第4章 機 関

第7条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 幹 事 会
- 3 役 員 会

第8条 総会は、本会の最高の決議機関で、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

第9条 総会は、次のことを決める。

- 1 会の運営方針及び事業計画
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 会則の制定並びに改正
- 4 役員、監査委員の承認
- 5 他団体への加入並びに脱退
- 6 その他本会の目的達成に必要な重要事項

第10条 幹事会は、総会につぐ決議機関で、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第11条 幹事会は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 補正予算の決定
- 3 会則の解釈並びに規程の制定及び改正
- 4 その他本会の運営に必要な事項

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、事務局次長及び専門部長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

第13条 役員会は、次のことを行う。

- 1 決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会及び幹事会に提出する議案の作成
- 3 事務局の運営及び統括
- 4 専門部の運営及び統括
- 5 研究大会の実施
- 6 区会への連絡及び調整
- 7 その他緊急事項の処理

第14条 総会の議長は、出席員より互選する。

- 2 幹事会の議長は、幹事より互選する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。

第15条 この会則による会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会に出席できない場合は委任状をもってあてることができる。

- 2 前項にかかわらず総会の成立は、4分の1以上とする。
- 3 議決は、出席員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。ただし、第9条第3項に関しては出席員の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 幹 事

第16条 本会には、幹事を置く。

第17条 幹事は、行政区ごとに選出する。

2 選出方法については、行政区より1名の幹事を選出する。

3 幹事は、役員及び監査委員を兼ねることはできない。

第18条 幹事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充は、当該の行政区で行い、任期は前任者の残余期間とする。

第6章 役 員

第19条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

事 務 局 長 1名

事務局次長 2名

研 究 部 長 1名

研 修 部 長 1名

第20条 役員の職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。また、担当専門部に助言し、行政区との連絡調整・本会の会計業務を処理する。

3 事務局長は、事務局業務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその代理をする。

5 研究部長、研修部長は、各部の業務を総括する。

第21条 役員は、別に定める役員等選出規程により選出し、総会の承認を得る。

第22条 役員の任期は、総会より翌年の総会までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充で就任したものの任期は前任者の残余期間とする。

第7章 監 査 委 員

第23条 本会には、監査委員を置く。監査委員は本会の運営から独立した権限をもつ。

第24条 監査委員は、2名とする。

第25条 監査委員は、決議された事業計画等に照らし、会務運営及び会計処理の監査を行い会員に報告する。

第26条 監査委員の選出及び任期は、監査業務の独立性を鑑み、第21条、第22条を準用する。

第8章 事務局

- 第27条 本会には、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。
 - 3 事務局は、役員の推薦により事務局員を若干名置く。
 - 4 事務局員は、会長が委嘱する。
 - 5 事務局員の任期は、事務局長の任期に準ずる。
- 第28条 事務局は、次の業務を行う。
- 1 本会の事務の総括及び整理
 - 2 組織実態の把握
 - 3 会務の記録及び保存
 - 4 関係機関・団体との連携
 - 5 会の内外への広報活動
 - 6 その他必要な事項

第9章 専門部

- 第29条 本会には、次の専門部を置く。
- 研究部
研修部
- 第30条 専門部には、専門部会を置き、部長、副部長及び部員をもって構成する。
- 第31条 専門部は、公募により部員を若干名置く。
- 2 部員は、会長が委嘱する。
 - 3 副部長は、部長が指名する。
 - 4 副部長は、部長を補佐する。
 - 5 副部長及び部員の任期は、専門部長の任期に準ずる。
- 第32条 研究部は、次の事業を行い、研究課題別に小部会を設置することができる。
- 1 職務の研究
 - 2 事務改善研究
 - 3 学校事務の調査・統計
 - 4 その他部の目的達成に必要な活動
- 第33条 研修部は、次の事業を行う。
- 1 研修計画の検討及び立案
 - 2 研修会の立案及び実施
 - 3 その他部の目的達成に必要な活動

第10章 区 会

第34条 本会は、行政区に区会を置く。

第35条 区会は、本会の目的達成に必要な研究研修活動を行う。

第36条 区会には、第4条2に規定する幹事を置く。

2 幹事は、幹事会に出席し、本会との連絡調整にあたる。

第11章 会 計

第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第39条 会計規程は、別に定める。

第12章 付 則

第40条 この会則の改正については、その議案を付して総会の2週間前に通知する。

第41条 この会則は、平成5年3月2日に制定し、平成5年4月1日より施行する。

付 則 この会則は、平成7年5月24日に一部改正し、平成7年5月24日より施行する。

この会則は、平成18年6月15日に一部改正し、平成18年6月15日より施行する。

この会則は、平成19年2月15日に一部改正し、平成19年2月15日より施行する。

この会則は、平成23年5月31日に一部改正し、平成23年5月31日より施行する。

この会則は、平成28年5月27日に一部改正し、平成28年5月27日より施行する。

この会則は、平成29年5月26日に一部改正し、平成29年5月26日より施行する。

大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会(以下、「研究大会」という。)を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
- | | |
|---------|--------------------|
| 役員会 | 2名(内1名は、研究大会担当副会長) |
| 事務局・専門部 | 各1名 |
| 会員 | 若干名 |
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関する全ての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
- 1 研究大会の企画立案に関すること
 - 2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
 - 3 大会運営に関すること
 - 4 大会記録に関すること
 - 5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

役員等選出規程

第1条 この規程は、会則21条に基づいて定める。

第2条 この規程は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研修部長及び監査委員の選出に適用する。

第3条 選出を行うために、役員等選出委員会を設置する。設置の事務は、事務局が行う。

第4条 役員等選出委員は前年度の幹事より5名選出する。

2 現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない。

3 委員の互選により委員長を1名置く。

第5条 役員等選出委員会は、構成員の2分の1を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決める。議長は委員長とする。

第6条 役員等選出委員会は、次の業務を行う。

(1) 役員等選出委員会は、会員から役員等の候補者を推薦する。推薦にあたっては会員及び役員等の意見を聴取することができる。

(2) 役員等選出委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の名前を会員に公表する。

(3) 役員等選出委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行う。

第7条 役員等選出委員会は、役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。

第8条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が幹事会にはかる。

第9条 この規程の解釈及び改正は幹事会で行う。

第10条 この規程は平成19年2月15日より施行する。

付 則 この規程は平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。

会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- | | | |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書 | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿 | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書 |
| 7 その他必要な書類 | | |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。